議案審議
－　令和３年第１回定例会　－

品川区のこのようなことが決まりました

会期35日間：令和３年２月17日～３月23日

今回審議した議案等は

区長提出議案……30件
議員提出議案……　1件
請願・陳情……37件
計68件

※ 上記のうち、主な議案を以下のとおりご紹介します。

荏原第一地域センターが武蔵小山駅前に移転します

第14号議案　品川区地域センターの設置に関する条例の一部を改正する条例
第15号議案　品川区立区民集会所条例の一部を改正する条例

武蔵小山駅前の再開発に伴い、荏原第一地域センター（小山3－22－3）を新たな施設に移転し、地域センター・区民集会所の充実を図ることにより、町会・自治会活動をはじめとした、地域住民の様々な活動を支えるとともに、行政サービスを拡充します。

荏原第一地域センター・区民集会所の移転（7月下旬）

武蔵小山駅前再開発地区「シティタワー武蔵小山（41階建て）」内に移転します。
・新 住 所　品川区小山三丁目14番1号
・施設概要　商業業務棟地上2階部分
　　第1集会室、第2集会室、第3集会室（和室）、授乳室

行政窓口の業務拡大

現在の武蔵小山サービスコーナー（小山3－27－5）と統合し、地域センターとしては初めてとなる「火曜延長窓口」「日曜開庁」を実施します。
・開庁時間　平日（火曜除く）午前8時30分～午後5時
　　火曜日　　午前8時30分～午後7時
　　日曜開庁　　午前8時30分～午後5時
・取扱業務　現行の取り扱い業務に加え、マイナンバーカード関連事務を行います。

シティタワー武蔵小山

区立児童相談所の新築工事を行います

第26号議案　（仮称）品川区立児童相談所新築その他工事請負契約
第27号議案　（仮称）品川区立児童相談所新築その他機械設備工事請負契約
第28号議案　（仮称）品川区立児童相談所新築その他電気設備工事請負契約

平成28年６月の児童福祉法改正により、特別区においても児童相談所の設置が可能となりました。施設の基本・実施設計を取りまとめ、令和３年３月より建設工事を開始しました。
建設地：子供の森公園（北品川3丁目10番）内の一部敷地
開設予定年度：令和６年度中

完成予想図

今後のスケジュール

項目／年度	R2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
施設整備		建築工事	★建物竣工		★開設
児童相談所設置・運営計画	★庁内検討部会設置	設置・運営計画作成			
人材確保・育成	福祉職・心理職等専門職の採用				
	他自治体児童相談所等への長期派遣研修				
児童相談所設置市事務	★庁内検討部会設置	実施体制の検討			
都との調整			計画確認	業務引継	
政令指定手続き				★政令指定申請	

委員会での質問

Q 施設の設計にあたって重要視した点は。

A 施設利用者の安心を第一に考え、第３者の侵入防止や利用者のプライバシー確保を最も重視しました。

介護保険料を改定しました

第18号議案　品川区介護保険制度に関する条例の一部を改正する条例

介護が必要な高齢者や認知症高齢者の増加など、介護事業にかかるサービス量や費用の増加が見込まれることから、品川区介護保険制度に関する条例第13条に規定する第八期（令和３年度～令和５年度）における第一号被保険者の介護保険料基準額等を改定しました。

第八期の介護保険料基準額

●年額　第七期　67,200円　⇒　第八期　73,200円
●月額　第七期　　5,600円　⇒　第八期　　6,100円

保険料段階を区分する基準所得金額の変更

第8段階：前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満 ⇒ 120万円以上210万円未満
第9段階：前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満 ⇒ 210万円以上320万円未満
第10段階：前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満 ⇒ 320万円以上500万円未満